

6 . 資料編

1) 岡崎市まちなか総合交通戦略策定協議会設置要綱

岡崎市まちなか総合交通戦略策定協議会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、岡崎市まちなか総合交通戦略策定協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 岡崎市における将来のまちづくりを見据えた総合的かつ戦略的な交通施策について、交通密度の高い中心市街地から岡崎駅周辺までの都心地区を重点的に検討を行うため、岡崎市まちなか総合交通戦略策定協議会を置く。

(所掌事項)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) まちなか総合交通戦略策定に関する事項
- (2) その他岡崎市の都市交通に関して必要な事項

(組織)

第 4 条 協議会は、学識経験を有する者、関係団体の代表、関係行政機関のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、委嘱した日からまちなか総合交通戦略が策定される日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第 1 項の規定による身分又は資格に基づき委員に委嘱された者が、その身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。この場合において、第 2 項ただし書の規定により補欠委員を委嘱するときは、当該職を辞した委員の身分又は資格に準ずる者のうちから委員を委嘱するものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長、副会長 1 人を置く。

- 2 会長は、前条第 1 項の規定に基づき、委員となるべき者の中から市長が指名する者とし、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌握し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議事は、原則として全会一致をもって決するものとする。ただし、意見が分かれたときは、4分の3以上の賛成で決するものとする。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会長は、議事の進行上必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出、会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第7条 協議会に提案すべき事項、その他協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置く。

- 2 幹事は、市長が指名する市職員をもって組織する。
- 3 幹事長は、企画財政部長とする。
- 4 副幹事長は土木建設部長、都市整備部長、都市整備部拠点整備担当部長とし、幹事長に事故があるとき又は欠けたときは、都市整備部拠点整備担当部長がその職務を代理する。
- 5 幹事会は、必要に応じ幹事長が召集する。
- 6 幹事長は、必要に応じ作業部会を設置し、幹事会で検討すべき事項の協議、調整を行う。
- 7 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、幹事長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、企画財政部政策推進課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成22年6月16日から施行する。
- 2 この要綱は、岡崎市まちなか総合交通戦略を公表した翌日からその効力を失う。

岡崎市まちなか総合交通戦略策定協議会名簿

(敬称略)

	氏 名	所 属 等
会 長	伊豆原浩二	名古屋産業大学 環境情報ビジネス学部 教授
副 会 長	松 本 幸 正	名城大学 理工学部 教授
委 員	寺 井 政 見	名古屋鉄道(株) 東岡崎幹事駅長
委 員	梶原雅一郎	愛知環状鉄道(株) 運輸部 管理課長
委 員	藤 田 信 彰	名鉄バス(株) 運輸部 運輸第2課長
委 員	大 谷 招 久	名鉄東部交通(株) 専務取締役
委 員	長崎三千男	(社)愛知県バス協会 専務理事
委 員	岡 本 政 樹	愛知県タクシー協会 岡崎支部長
委 員	古 澤 武 雄	岡崎商工会議所 会頭
委 員	三 井 政 昭	岡崎市総代会連絡協議会 会長
委 員	神 谷 永 一	岡崎市老人クラブ連合会 会長
委 員	加 賀 時 男	岡崎市障がい者福祉団体連合会 会長
委 員	市 川 文 勇	六ツ美商工会 会長
委 員	梅 村 由 一	額田地域生活交通協議会
委 員	山 口 豊	愛知県西三河建設事務所 道路整備課長
委 員	金 子 幸 弘	愛知県警察 岡崎警察署 交通課長
委 員	齋 藤 理 彦	岡崎市 企画財政部長
委 員	村井正八郎	岡崎市 土木建設部長
委 員	小 林 健 吾	岡崎市 都市整備部長
委 員	大 宮 信 俊	岡崎市 都市整備部 拠点整備担当部長
オ`ザ`ハ`-	尾上佑介	国土交通省中部地方整備局 建政部 都市整備課長
オ`ザ`ハ`-	中野晶子	国土交通省中部運輸局 企画観光部 交通企画課長
オ`ザ`ハ`-	松井圭介	愛知県 地域振興部 交通対策課長
オ`ザ`ハ`-	堀田信寿	愛知県 建設部 都市計画課長
オ`ザ`ハ`-	渡辺哲郎	愛知県 建設部 都市整備課長

途中で交代の委員

(敬称略)

	氏 名	所 属 等
委 員	尾崎正雄	名古屋鉄道(株) 東岡崎幹事駅長
委 員	岡山雄一	愛知県警察 岡崎警察署 交通課長

岡崎市まちなか総合交通戦略策定協議会幹事会名簿

(敬称略)

	氏 名	所 属 等
幹 事 長	齋藤理彦	企画財政部長
副幹事長	村井正八郎	土木建設部長
副幹事長	小林健吾	都市整備部長
副幹事長	大宮信俊	都市整備部 拠点整備担当部長
幹 事	平松 隆	企画財政部 企画課長
幹 事	石川啓二	企画財政部 政策推進課長
幹 事	後藤 鋳一	市民文化部 安全安心課長
幹 事	加藤芳郎	福祉保健部 福祉総務課長
幹 事	山田康生	環境部 環境総務課長
幹 事	鈴木司朗	経済振興部 商工労政課長
幹 事	林 光	経済振興部 観光課長
幹 事	吉口雅之	土木建設部 道路維持課長
幹 事	本田栄一	土木建設部 道路建設課長
幹 事	岩瀬敏三	土木建設部 公園緑地課長
幹 事	石川雅彦	都市整備部 都市計画課長
幹 事	平山京次	都市整備部 都市計画課 高規格道路推進室長
幹 事	大竹 隆	都市整備部 区画整理課長
幹 事	山崎 勉	都市整備部 東岡崎・藤川地区整備課長
幹 事	鈴木明正	教育委員会事務局 総務課長

2) 岡崎市まちなか総合交通戦略策定作業部会設置要綱

岡崎市まちなか総合交通戦略策定協議会作業部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市まちなか総合交通戦略策定協議会作業部会（以下「作業部会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 岡崎市における将来のまちづくりを見据えた総合的かつ戦略的な交通施策について、交通密度の高い中心市街地から岡崎駅周辺までの都心地区を重点的に検討し、まちなかを核とした交通体系及び施策を策定するため、岡崎市まちなか総合交通戦略策定協議会（以下「協議会」という。）設置要綱第7条第6項に基づき、岡崎市まちなか総合交通戦略策定協議会作業部会を置く。

(所掌事項)

第3条 作業部会は、協議会設置要綱第2条の目的に則り次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 協議会、岡崎市まちなか総合交通戦略策定協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の会議に必要な資料の検討及び確認
- (2) 庁内又は関係機関の連絡調整及び情報の共有
- (3) その他まちなか総合交通戦略の策定に必要な事項

(責務)

第4条 作業部会は、協議会設置要綱第2条の目的に則り前条を遂行し、その経過及び検討結果等について、幹事会に報告するものとする。

(組織)

第3条 作業部会の委員は、別表「作業部会関係各課」の職員で構成するものとし、委員は関係各課等から推薦された職員とする。

- 2 部会長は、東岡崎・藤川地区整備課長とし、会務を総理する。
- 3 副部会長は、政策推進課長とし、部会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 作業部会は、まちなか総合交通戦略の策定をもって解散する。

(会議)

第4条 部会長は、必要に応じて作業部会を開催するものとする。

- 2 作業部会は、必要に応じ部会長が召集する。
- 3 作業部会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 作業部会は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第5条 作業部会の事務局は、企画財政部政策推進課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成22年6月16日から施行する。
- 2 この要綱は、岡崎市まちなか総合交通戦略を公表した翌日からその効力を失う。

別表

作業部会関係各課

	部 名	課 等 名	備 考
1	企画政策部	政策推進課	(事務局)
2	市民文化部	安全安心課	
3	経済振興部	観光課	
4	土木建設部	道路維持課	
5	"	道路建設課	
6	"	公園緑地課	
7	都市整備部	都市計画課	
8	"	高規格道路推進室	
9	"	区画整理課	
10	"	東岡崎・藤川地区整備課	

3) 岡崎市まちなか総合交通戦略策定経緯

日 程	趣 旨	内 容
平成 22 年 7 月 13 日	第 1 回幹事会 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなか総合交通戦略の位置づけと進め方について ・課題及び関連施策について ・目標と基本方針について
平成 22 年 7 月 27 日	第 1 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなか総合交通戦略の位置づけと進め方について ・現状と課題について ・目標と基本方針について
平成 22 年 8 月 18 日	第 2 回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略に位置づける施策について
平成 22 年 9 月 14 日	第 3 回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略に位置づける施策について ・戦略に位置づける施策パッケージについて ・戦略に位置づける成果目標について
平成 22 年 10 月 6 日	第 2 回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略に位置づける施策の事業プログラムについて
平成 22 年 10 月 15 日	第 2 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略に位置づける施策の事業プログラムについて
平成 22 年 12 月 15 日	第 3 回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなか総合交通戦略(素案)について
平成 22 年 12 月 24 日	第 3 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなか総合交通戦略(素案)について
平成 23 年 3 月 23 日	第 4 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなか総合交通戦略(案)について

4) 用語解説

【あ行】

ICカード (Integrated Circuit card)

バス IC カードシステムは、乗降時にバス IC カードをカードリーダーにかざすだけで、料金精算ができるシステムのこと。

アイドリングストップ

自動車やオートバイが停車時にエンジンを停止することで、消費燃料の節約や排気ガスの削減などを行うこと。

エコドライブ

アイドリングをしない、急な発進・加速・減速をしない、無駄な荷物を積まないなどの心がけにより、消費燃料の節約や排気ガスの削減など環境に配慮した運転方法のこと。

【か行】

カーシェアリング

1 台の自動車を複数の利用者が効率的に使う自動車の利用形態のこと。個人で自動車を所有する場合に比べて維持費や駐車場代などのコスト削減が図れる。

幹線道路

都市の骨格を形成し、都市内の主要な交通発生源を相互に結び、大量かつ迅速な交通処理機能を担う道路のこと。

グリーンライン

自転車や歩行者の通行帯をカラー舗装などで明確にし、車からの視認性を向上させ、安全・安心な通行空間を確保すること。

交通結節点

鉄道やバス、自転車、徒歩等の交通手段相互を連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設のこと。具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、駅前広場などがある。

コミュニティサイクル

レンタサイクルのように借りた自転車を元の場所に返すだけでなく、他の駐輪場 (サイクルポート) でも貸出・返却が可能なシステムのこと。まちなかでの移動のしやすさや、各種施設の利用を促進すること。

コミュニティバス

住民福祉の向上、交通空白地域の解消、高齢者の移動手段の確保、公共施設の利用促進などを目的として、地方公共団体等が事業主体となり運行するバスのこと。

混雑度

交通量を交通容量で除した値のこと。1.0 未満では昼間 12 時間を通じて殆ど混雑しないが、1.0~1.25 ではピークの 1~2 時間混雑、1.25~1.75 ではピーク時間を中心として混雑する時間帯が加速度的に増加、1.75 以上では慢性的に混雑するといった交通状況が推定されている。

【さ行】

C&R (サイクル&ライド)

自宅から駅まで自転車で移動して、鉄道に乗りかえる交通行動のこと。バスに乗りかえる場合はサイクル&バスライドという。

次世代自動車

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車などのこと。

シームレス

「継ぎ目のない」という意味で、交通手段の乗り継ぎ時に利用者への抵抗が少ないサービスを提供すること。

社会資本総合整備計画

地方公共団体が3～5年の期間で実現しようとする目標や目標を達成するために実施する事業などを明確にしたもの。基幹事業のほか、関連社会資本整備事業や効果促進事業（基幹となる事業の効果を一層高める事業）を組み合わせる計画を策定する。

商業吸引率

当該市町村へ吸引している人数を当該市町村の居住人口で除した割合のこと。商業吸引率が1.0を上回る場合、他の市町村から当該市町村に買物利用者が流入していることを示す。

生活道路

自動車交通の処理及び都市構造の骨格をなす幹線道路に適切に交通を誘導するとともに、自転車・歩行者の通行空間、人々が集い、語らう日常生活のコミュニティ空間の機能を有する道路のこと。

総合計画

市町村の全ての計画の基本となる計画であり、様々な分野にわたる行政運営の総合的な指針となる計画のこと。

【た行】

代表交通手段

目的をもった移動の中でいくつかの交通手段を用いている場合、そのトリップの中で利用した最も優先順位の高い交通手段のこと。代表交通手段を決める優先順位は、鉄道 バス 自動車 二輪（自転車、原付・自動二輪車） 徒歩の順で決定する。

地域公共交通総合連携計画

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、市町村が策定する地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画のこと。

TFP（トラベル・フィードバック・プログラム）

一人ひとり、あるいは世帯ごとの個別コミュニケーションによる意識と行動の自発的な変化を促す施策であり、アンケート調査とほぼ同様の形式で実施し、モビリティ・マネジメント（MM）の中でも最も基本となる施策のこと。

TDM（Transportation Demand Management：交通需要マネジメント）

道路交通の混雑緩和などを図るため、道路利用者の時間の変更、経路の変更、交通手段の変更、自動車の効率的利用、発生源の調整などにより、交通需要を調整する手法のこと。

道路交通センサス

道路交通の現況を把握し、将来の道路整備計画を立案するために、国、地方公共団体、道路関係公団等が、昭和3年以降、3～5年周期で定期的実施している交通量及び道路現況調査のこと。

都市計画道路

都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保するとともに、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路のこと。

都市計画マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に基づき、概ね 20 年後の都市が目指すべき姿を展望しつつ、概ね 10 年を目途としてそれを実現していくための基本的な方針を明らかにした計画のこと。

トリップ

人や自動車の出発地から到着地への移動の単位のこと。

【な行】

乗合タクシー

10 人以下の人数を運ぶ営業用自動車を利用した乗合自動車のこと。交通空白地帯の解消及び高齢者等交通弱者の公共施設への移送手段の確保等を目的として運行する交通手段のこと。

【は行】

P&R（パーク&ライド・パーク&バスライド）

都心等への道路混雑や、目的地での駐車難を避けるために、鉄道駅まで乗用車で行き、駅周辺に駐車して鉄道に乗り換えて目的地に向かう方式をパーク&ライドといい、バスに乗りかえる場合には、パーク&バスライドという。

パーソントリップ調査

都市圏内の交通実態を把握して、公共交通や道路整備等、将来の交通計画を策定するために実施する調査のこと。人が、どこからどこへ、どのような目的・交通手段で、どの時間帯に移動したかについて、調査日 1 日の全ての動きを調べるもの。

バスレーン

大量交通機関としてのバスの定時性及び速達性の確保と輸送力の改善を行うため、道路交通法に基づき、区間や時間を区切ってバス専用（優先）として指定された車線のこと。

バス利用及び今後の交通まちづくりに関するアンケート

15 歳以上の市内居住者約 1 万人を対象に郵送方式によるアンケートを実施し、回収数 4,151 人、回収率 39%であった。アンケートでは、交通行動の実態、バス利用環境と利用頻度、公共交通事業の取り組みに対する利用機会及び意識の変化、まちなかにおける各種交通手段の利用に環境に対する満足度などの把握を行った。

バスロケーションシステム

個々のバスの位置、区間速度等をセンターで一元的に把握し、管理することでバスサービスの向上と効率的な運行を図るシステムのこと。バスの接近情報をバス停の利用者等に知らせるバス接近表示装置をバスロケーションシステムという。

バリアフリー

障害者や高齢者等が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くこと（道路の段差の解消や歩行者誘導ブロック、昇降機の設置など）。

発生集中量

ある地域から出発したトリップの数（発生量）とその地域に到着したトリップの数（集中量）の合計のこと。単位はトリップエンド（TE）。

フィーダー路線

フィーダー（feeder）とは、河川の支流という語源から、交通機関の支線のことを指す。幹線交通に交通を集中したり、幹線交通からの交通を分散したりする役割を持つ。

フォローアップ調査

施策や事業の効果や影響を把握するため、施策や事業の実施前に行う調査と同様な手法で実施する事後調査または継続的に実施する調査のこと。

PTPS（Public Transportation Priority System：公共車両優先システム）

バスレーンの設置や、優先信号制御等により、バス等の公共車両が優先的に通行できるように支援するシステムのこと。

プラグインハイブリッド自動車

電気自動車と同様に車の外部から充電を行い、電池とモーター・制御装置などによる駆動と、エンジンによる駆動が可能な自動車のこと。

ポケットパーク

都市のなかに設けられた小公園のこと。もともとはベストポケットパークと呼ばれ、ベストのポケットのように小さい公園の意味。

【ま行】

モビリティマネジメント

一人ひとりの移動について、社会的にも個人的にも望ましい方向に、自発的に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通施策のこと。

【や行】

ユニバーサルデザイン

全ての人が人生のある時点で何らかの障害を持つということを発想の原点とし、ロナルド・メイス（米）が1980年代に提唱した。年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインを旨とする概念のこと。

【ら行】

旅行速度

出発地から到着地までの移動の全工程を、交差点の一旦停止等を含めた旅行時間で割った速度のこと。

岡崎市まちなか総合交通戦略

<お問い合わせ先>

企画財政部 政策推進課

TEL (0564) 23 - 6486 FAX (0564) 23 - 6229

Eメール seisakusuishin@city.okazaki.aichi.jp

(ただし、平成23年4月以降)

都市整備部 交通政策室

TEL (0564) 23 - 6486 FAX (0564) 23 - 6698

Eメール kotsu@city.okazaki.aichi.jp